

予算常任委員会（全体会）

令和3年9月24日（金曜日）午前10時05分開会

出席委員（25名）

| | | | |
|------|-------|------|------|
| 委員長 | 山形紀弘 | 副委員長 | 森本彰伸 |
| 副委員長 | 田村正宏 | 委員 | 堤正明 |
| 委員 | 三本木直人 | 委員 | 林美幸 |
| 委員 | 鈴木秀信 | 委員 | 益子丈弘 |
| 委員 | 小島耕一 | 委員 | 星野健二 |
| 委員 | 中里康寛 | 委員 | 齊藤誠之 |
| 委員 | 佐藤一則 | 委員 | 星宏子 |
| 委員 | 平山武 | 委員 | 相馬剛 |
| 委員 | 大野恭男 | 委員 | 鈴木伸彦 |
| 委員 | 松田寛人 | 委員 | 眞壁俊郎 |
| 委員 | 中村芳隆 | 委員 | 齋藤寿一 |
| 委員 | 山本はるひ | 委員 | 玉野宏 |
| 委員 | 金子哲也 | | |

欠席委員（1名）

委員 室井孝幸

出席議会議務局職員

| | | | |
|-----------------|------|--------|--------|
| 議会議務局長 | 増田健造 | 議事課長 | 渡邊章二 |
| 議事課長補佐 兼庶務係長 | 印南恵子 | 議事調査係長 | 佐々木玲男奈 |
| 議事課主査 | 飯泉祐司 | 議事課主査 | 室井理恵 |
| 議事課主任 | 伊藤奨理 | | |

議事日程

1. 開会
2. 審査事項

○議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

- 議案第68号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第69号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第71号 令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 令和3年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）

【委員長及び2副委員長報告・質疑・討論・採決】

- 3. その他
- 4. 閉 会

開会 午前10時05分

◎開会の宣告

○山形委員長 皆さん、改めておはようございます。

9月30日まで緊急事態宣言に伴い、本日は、議会運営委員会でも決定しましたZ o o mでの初めての予算常任委員会となります。私のほかに、副委員長も皆さん非常に緊張しておりますので、皆様円滑な御協力のほうよろしくお願ひします。

それでは、ただいまから予算常任委員会全体会を開会いたします。

室井委員から欠席する旨の届出がありました。

さて、当委員会に付託された案件については、去る9月13日から15日まで、各分科会において慎重に審査されております。本日はその審査結果を基に進めてまいります。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行への御協力をお願い申し上げます。

◎審査事項

○山形委員長 それでは、次第2、審査事項に入ります。

さて、本定例会議において当委員会に付託された案件は、議案第67号から議案第75号までの令和3年度補正予算案件9件でございます。

ここで本日の委員会の進め方について、御説明申し上げます。

まず、当委員会に付託されている議案につきまして、各分科会における審査結果の報告を行います。

報告が終わりましたら、議案ごとに、質疑、討論、採決と進めてまいります。

まず初めに、予算常任委員会第1分科会における審査結果について、私から報告いたします。

それでは、予算常任委員会第1分科会の審査の経過と結果について、御報告をいたします。

令和3年9月那須塩原市議会定例会議において、当分科会で審査した案件は、補正予算案件2件であります。これらの案件を審査するため、9月13日から15日まで、議場、303会議室及びオンライン会議において、委員全員出席の下、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

まず初めに、議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

企画部の審査について申し上げます。

企画政策課の審査において、委員から、ふるさと寄附事業費2億2,273万8,000円の算出根拠について何うとの質疑があり、執行部から、4月から6月分の実績が、おおよそ前年の1.5倍ほど伸びているため、それを根拠に算出したとの答弁がありました。

次に、デジタル推進課の審査において、委員から、債務負担行為補正令和3年度導入複合機貸借の台数について何うとの質疑があり、執行部から、28台であるとの答弁がありました。

次に、秘書課の審査において、委員から質疑等はございませんでした。

次に、市民協働推進課の審査について、委員から、結婚対策事業について、相談件数について何うとの質疑があり、執行部から、今年8月時点での登録者数は115名である。令和2年度中に54件のマッチングを検討したが、引き合わせを行った

件数は10件であった。新型コロナウイルス感染症の影響でサポーター会議の中止期間があり、例年より少なくなっているとの答弁がありました。

次に、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会の審査について申し上げます。

選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会の審査においては、委員から質疑等はありませんでした。

次に、総務部の審査について申し上げます。

総務課の審査において、委員から、防火水槽の撤去について、当該防火水槽を設置した経緯と、今回撤去となった経緯について伺うとの質疑があり、執行部から、消防とも協議した中で、当該場所の消防水利が不足しているというような中、使用貸借の契約が結べたため設置した。契約期間の定めはあるが、今回は土地所有者の都合により撤去の依頼があったため対応するもの。防火水槽設置後、消火栓等の設置もあり、撤去による消防水利への影響はないため、新たな設置は行わないとの答弁がありました。

また、別の議員から、新規事業の地区防災計画策定支援の内容について伺うとの質疑があり、執行部から、災害対策基本法の改正により、市の防災計画のようなものを地域で作成することとなり、それを支援するもの。自治会や自主防災組織により、地域の実情に合わせて策定していくものであるとの答弁がありました。

次に、財政課の審査において、委員から、合併特例債を充当できる事業について伺う、また、新庁舎建設を見据え、計画的に使用されているのか伺うとの質疑があり、執行部から、合併時に策定した新市建設計画に計上されている事業に充当できる。発行限度額まで余裕があり、新庁舎建設を見越しても十分事業に充当できるとの答弁があり

ました。

次に、課税課及び収税課の審査において、委員から、市税徴収費のインターネット公売システム使用料100万円について、年度末までの使用料という認識でよいかとの質疑があり、執行部から、お見込みのとおりとの答弁がありました。

次に、議会事務局の審査について申し上げます。

委員から、議長室用のバックボードの内容について伺うとの質疑があり、執行部から、アルミベースで作成し、デザイン費を含むものとなっているとの答弁がありました。

次に、塩原支所の審査について申し上げます。

総務福祉課の審査において、委員から、防火水槽の移転に関して地域からの要望があったということの説明だが、要望の内容について伺うとの質疑があり、執行部から、消防団を通じ、毎年要望を受けている。防火水槽が少ない、また、消火栓が少ないというようなものが多いとの答弁がありました。

次に、産業観光建設課の審査において、委員から特に質疑等はありませんでした。

以上、審査の結果、議案第67号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

塩原支所産業観光建設課の審査において、委員から、繰入金削減の内容について伺うとの質疑があり、執行部から、決算により、令和2年度から令和3年度に繰り越す額が確定し、この額からポンプの購入金額と職員給与費を差し引いたものとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第71号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

以上で、当分科会において審査した案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

それでは、次に、第2分科会における審査の結果について、森本副委員長から報告をお願いいたします。

○森本副委員長 予算常任委員会第2分科会の審査の経過と結果について御報告いたします。

令和3年9月那須塩原市議会定例会議において、当分科会で審査した案件は、補正予算案件4件であります。

これらの案件を審査するため、去る9月13日から15日まで、303会議室、オンライン会議、議場において、13日は委員8名、14日と15日は委員全員出席の下、所管の部長、課長など関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

それでは、議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

保健福祉部の審査について申し上げます。

高齢福祉課の審査では、委員から、疾病予防対策事業費等の精算に伴う返還金が生じる理由を伺うとの質疑があり、執行部からは、残金の精算によるものであるとの答弁がありました。

次に、国保年金課の審査では、委員から特に質疑はありませんでした。

次に、新型コロナウイルス感染症対策室の審査では、委員から、新規項目の他団体からの派遣職員について詳細を伺うとの質疑があり、執行部からは、10月1日から6か月間、JRバス関東から人材の派遣を受け入れるための負担金になる。業務内容としては、新型コロナウイルス感染症対策

取組認証制度を主に担当していただき、広報宣伝、ブランド化などを行っていただく予定であるとの答弁がありました。

子ども未来部の審査について申し上げます。

子育て支援課及び保育課の審査では、委員から特に質疑はありませんでした。

教育委員会事務局教育部の審査について申し上げます。

教育総務課の審査では、委員から、塩原小中学校給食調理業務委託の委託方式を伺うとの質疑があり、執行部からは、本市が持っている調理場を使って、調理業務を民間委託することを考えているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、調理器具の補修、修理、更新などは委託業者に任せるのかとの質疑があり、執行部からは、市が修理、修繕等を行うとの答弁がありました。

生涯学習課の審査では、委員から特に質疑はありませんでした。

国体推進課の審査では、委員から、新規項目の国体関連施設防犯カメラ設置について、国体が終了した後の防犯カメラの管理はどのようになるのかとの質疑があり、執行部からは、駅前の広場に設置したものは生活課、体育施設に設置したものはスポーツ振興課など、それぞれの施設などの所管課に管理を移管する予定であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

保健福祉部国保年金課の審査について申し上げ

ます。

国保年金課の審査では、委員から、財政調整基金へ約1億6,500万円を積み立てるとのことだが、これは、国からの指導なのか、余った分を積み立てるとのかとの質疑があり、執行部からは、前年度の剰余金の2分の1を積み立てると法律で決まっているとの答弁がありました。

次に、健康増進課の審査では、委員から特に質疑はありませんでした。

以上、審査の結果、議案第68号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

保健福祉部国保年金課の審査について申し上げます。

委員から、後期高齢者医療広域連合への納付金が710万円計上されているが、どのような納付金なのかとの質疑があり、執行部からは、令和2年度末の保険料を過年度分として納付するものであるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第69号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

保健福祉部高齢福祉課の審査について申し上げます。

委員から、財政調整基金への積立金として2億9,700万円を計上しているが、毎年どのくらい金額が積み立てられるのかとの質疑があり、執行部

からは、その年度の決算剰余金の金額によって、積立の原資が決定されているとの答弁がありました。

また、委員から、財政調整基金積立金は国からの目標値は示されているのかとの質疑があり、執行部からは、目標とする指標はないが、積算方法については、地方財政法の規定に準じて額を算出しているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第70号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当分科会で審査した案件の経過と結果についての報告を終わります。

○山形委員長 ありがとうございます。

次に、第3分科会における審査結果について、田村副委員長から報告をお願いいたします。

○田村副委員長 予算常任委員会第3分科会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

令和3年9月那須塩原市議会定例会議において、当分科会で審査した案件は、補正予算案件5件であります。

これらの案件を審査するため、9月13日から15日まで、オンライン、議場及び303会議室において、委員7名出席の下、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

上下水道部の審査について申し上げます。

管理課及び整備課の審査において、委員から、浄化槽設置整備費助成費増額の理由と補助率を伺うとの質疑があり、執行部からは、単独処理浄化

槽から合併浄化槽への転換について、年度初めより想定を超える申請があったためであり、その補助率は国が2分の1、県が4分の1であるとの答弁がありました。

続いて、市民生活部の審査について申し上げます。

環境課、廃棄物対策課、市民課の審査において、委員から特に質疑や意見等はありませんでした。

続いて、産業観光部の審査について申し上げます。

農務畜産課の審査において、委員から、中山間地域活性化事業費は、青木明治の森黒磯の再整備において、建築後の施設運営をスムーズに進めるために助言を得る、企画・運営に精通したアドバイザーへの報奨金とのことであるが、運営形態にかかわらず、道の駅全体をよりよく発展させるための助言を得るという理解でよいのかとの質疑があり、執行部からは、市の目指す方向性に合致した助言と、財政面においても収支計画を十分精査した上での助言を期待しているとの答弁がありました。

農林整備課の審査において、委員から、鳥獣保護管理事業補助金の詳細を伺うとの質疑があり、執行部からは、県の補助金による有害鳥獣捕獲強化のためのものであり、鹿、イノシシ捕獲の際、1頭当たり2,000円の上乗せ分であるとの答弁がありました。

商工観光課の審査において、委員から、法定外目的税検討委員会での審議の進め方について伺うとの質疑があり、執行部からは、月に1回程度のペースで審議したいと考えているが、今後、事務局案を示した上で議論を深めてまいりたいとの答弁がありました。

続いて、建設部の審査について申し上げます。

都市整備課の審査において、委員から、都市計

画道路334号線東那須野東通り道路改良事業の事業期間を伺うとの質疑があり、執行部からは、今年度を初年度として、10年程度を想定しているとの答弁がありました。

道路課の審査において、委員から、市道新幹線側道西3号線の事業調整による500万円減額の理由を伺うとの質疑があり、執行部からは、地権者との用地交渉の中で、想定補償範囲の縮小や減価償却の影響による補償費の減価によるものであるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第67号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

市民生活部環境課の審査において、委員から特に質疑や意見等はありませんでした。

以上、審査の結果、議案第72号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

産業観光部商工観光課の審査において、委員から特に質疑や意見等はありませんでした。

以上、審査の結果、議案第73号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 令和3年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

上下水道部管理課及び整備課の審査において、委員から特に質疑や意見等はありませんでした。

以上、審査の結果、議案第74号については、全

員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

上下水道部管理課及び整備課の審査において、委員から、人事異動に伴う人件費の過不足調整による減額の理由はとの質疑があり、執行部から、市役所全体の人員調整の中で、1名減員になったためとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第75号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当分科会において審査した案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○山形委員長 ありがとうございます。

以上で、各分科会における審査結果の報告が終わりましたので、これより議案の審査に入ります。

まず初めに、議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

質疑、御意見等はございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ありがとうございます。

異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第68号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第2分科会の報告に対し、質疑、御意見をお受けいたします。

質疑、御意見等はございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第68号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ありがとうございます。

異議がないものと認めます。

よって、議案第68号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第2分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

質疑、御意見はございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第69号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第69号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第2分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

質疑、御意見等がございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第70号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第70号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

質疑、御意見等ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第71号 令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ありがとうございます。

異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第3分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

質疑、御意見等ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第72号 令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第72号については原案のとおり可

決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第3分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

質疑、御意見等はありませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第73号 令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第73号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 令和3年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第3分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

質疑、御意見等はありませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第74号 令和3年度那須塩原市水道事業会

計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第74号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第3分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

質疑、御意見等はありませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第75号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第75号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、審査事項は終了いたしました。

—————◇—————

◎その他

○山形委員長 次に、3、その他に入ります。

その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 事務局から何かございますか。

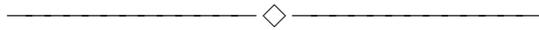
課長。

○**渡邊議事課長** この後の、決算審査特別委員会のほうを、10分間休憩後に、10時50分からにしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○**山形委員長** 以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願い申し上げます。



◎閉会の宣告

○**山形委員長** 以上をもちまして、予算常任委員会全体会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時39分